

・改正法第4回認定した自治体は以下のとおり。＜13計画、24市町村（9都道府県）＞

北海道2(2)	白老町、洞爺湖町
岩手県1(1)	山田町
埼玉県1(1)	ときがわ町
静岡県2(2)	裾野市、森町
愛知県1(4)	<u>弥富市・大治町・蟹江町・飛島村</u>
京都府1(1)	井手町
大阪府1(1)	吹田市
奈良県3(3)	三郷町、斑鳩町、東吉野村
鳥取県1(9)	<u>米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・</u> <u>日南町・日野町・江府町</u>

- * 下線は共同申請。
- * 上記に加えて計画変更申請自治体が571件。
- * 第1回～改正法第3回認定申請（全16回）と合わせて1,285件（47都道府県1,443市区町村）
- * 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。
- * 都道府県の後ろの数字は、計画数（市区町村数）となっている。